

令和6年度 阿見町家族等介護用品支給事業 ご利用案内

年間6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）、
家族等介護用品（紙おむつ等）をお届けします。

1 対象者（要介護1・2認定者の方は支給対象外となります）

以下の方を介護する家族等で、町内に居住し、住民登録のある方

- 住民税非課税であり、要介護3認定者（排尿又は排便の介助が必要な方に限る）
- 住民税非課税であり、要介護4・5認定者
 - ▶ 被介護者が町内に住んでいない場合や、医療機関に入院中・施設入所中の場合は支給の対象外となります（ショートステイは除く）。
 - ▶ 住民税の課税・非課税については、4月から6月までの支給については前年度、7月から翌年3月までの支給については当該年度の課税状況により判定します。

2 申込み時に必要なもの

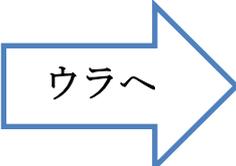
申込書	漏れなく（特に、同意欄の記入漏れがないように）ご記入のうえ、 <u>配達開始を希望する月の前月15日（当日が土・日・祝日の場合は次の開庁日）までに提出してください。</u>
注文書	希望する商品を商品一覧の中から <u>支給限度額※の範囲内</u> で選び、必要事項を記入してください。

- ・申込者本人が来庁する場合：申込者の本人確認書類（写真付きのものは1種類、写真なしのものは2種類）をお持ちください。
- ・代理の方が来庁する場合：代理人選任届と、代理人の本人確認書類（写真付きのものは1種類、写真なしのものは2種類）をお持ちください。

※支給限度額については、右面「4 支給限度額」をご確認ください。

3 支給の方法と流れ

- ① 支給が決定すると、配達月の前月末に、町から支給決定通知書が届きます。
- ② 事業者が指定の配達先に商品をお届けしますので、内容をご確認いただき、受領書に押印して商品を受け取ってください。
- ③ 2回目以降の注文は、配達を受取時に次回配達分の注文を事業者に直接するか、事業者に別途電話またはFAXにて注文してください。（配達月の前月15日までに注文してください。）
- ④ 支給の年度が替わるときは改めて申込書の提出が必要になります。事業利用中の方へは、年度末に町からご案内の書類をお送りします。
- ⑤ 4月配達分につきましては、配達業者が変更となる場合があります。配達業者が変更となった場合、同等品の支給となり、数量の変更が必要となる場合があります。



ウラへ

4 支給限度額

- 8,000円/1回(2か月分)

- 年度途中に支給の決定を受けた方の初回の支給のみ、偶数月にも行います。
この場合の限度額は、上記の額の半額(4,000円)となります。

5 利用にあたっての注意事項

- 要介護1・2認定者の方は、支給対象外になります。
- 事業者は㈱ロングライフ(下記参照)になります。
- 商品の配達状況については、直接事業者へご連絡ください。
- 注文後、利用者の都合により配達ができなかった場合は、注文がなかったものとして扱います。
- 支給決定後、支給要件から外れたと確認された場合(施設に入所した、要介護区分が2以下に変更となった等)は支給を取り止めます。
- 次の場合は、高齢福祉課まで必ずご連絡ください。
 - ① 介護用品を必要としなくなったとき
 - ② 入院し、当該年度末までそれが継続することが見込まれるとき
 - ③ 施設へ入所したとき
 - ④ 転出・転居・死亡などの異動があったとき
 - ⑤ 支給決定区分に変更があったとき(特に、**要介護3・4・5認定者の方が、要介護認定の更新等により要介護1・2になったとき**)

事業全般についての問合せ・ご連絡先

阿見町 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係

住 所 〒300-0392 阿見町中央1-1-1

電 話 029-888-1111(代) 内線 142・743

商品の注文・変更・配達に関するご連絡先

(申込後、支給内容に変更がある場合は下記事業者までご連絡下さい)

株式会社 ロングライフ阿見営業所

※阿見営業所以外ではお取り扱いはできません

住 所 〒300-1161 阿見町よしわら6-23-1

電 話 029-886-6730

F A X 029-886-6731

電話受付 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)